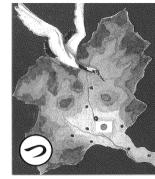




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年12月16日(金) 号外(第3号)

■ 目 次

ページ

規 則

○群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(児童福祉・青少年課)

2

■規則

群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年十二月十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第五十二号

群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

群馬県児童福祉法施行細則(昭和四十二年群馬県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三十九号の注及び別記様式第五十三号の注3中「児童、教育及び懲戒」を「児童及び養育」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
